

平成23年 9月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

震災特例法による負担の軽減措置

東日本大震災による被災者等の救済

<法人税における主な震災特例>

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額(震災欠損事業年度)のうち、棚卸資産や固定資産などについて生じた震災による損失額(滅失、原状回復費用など)を、前2年以内に開始する事業年度(還付所得事業年度)の所得金額に遡って法人税額の還付請求(震災により生じた欠損金額が限度)をすることができます。

<手続きには次の要件すべてが必要>

①還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度までの間に、連続して確定申告書を提出していること。②震災欠損事業年度に係る確定申告書を提出すること。③震災損失の繰戻しによる還付請求書を提出すること。

<消費税における提出期限の震災特例>

課税事業者選択(不適用)届出書及び簡易課税制度選択(不適用)届出書の提出期限を本来は課税期間開始の前日までに提出する決まりですが、指定日(被災地により異なりますので国税庁ホームページ等でご確認)までに提出すれば良いことになっています。

<所得税における主な震災特例>

①住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅について震災により住むことができなくなった場合でも、残りの適用期間についても引き続きこの特例が受けられます。

②雑損控除

震災により住宅や家財などに損害を受けた方や原状回復費用・跡片付け費用などの支払金額を損失として、通常は平成23年分の申告で雑損控除が受けられますが、納税者の選択により、平成22年分で雑損控除の適用を受けることができます。

その年の所得金額から控除しきれなかった損失の金額は、震災特例法により翌年以後5年間(原則3年間)にわたって繰越控除することができます。

③上記②のほか「災害減免法」により税金の軽減免除を受ける方法も選択できます。

<相続税・贈与税における震災特例>

平成23年3月10日以前の相続に係る相続税で、同年3月11日以後にその申告期限が到来するもの又は平成22中に贈与により取得した財産に係る贈与税について、その申告・納付の期限が延長されます。(福島県、岩手県、宮城県など地域指定による延長或いは個別申請による延長と平成24年1月11日とのいずれか遅い日)